

## 特集にあたって

小林 昌之

二〇一一年に発表された、世界保健機関と世界銀行の『障害者に関する世界報告』では、世界人口の一五%が障害者であると推計されている。しかし、その半数を占めるであろう女性障害者の存在は、開発過程において障害問題の主流化が意識され、ジェンダー平等の強化が謳われている現在においても、不可視化されたままである。

そこで本特集では、アジアの女性障害者に焦点を当て、各国における女性障害者の人権課題ならびに政府と障害当事者の取り組みをみていくこととした。この特集は、まず女性障害者の課題を俯瞰するために、国連での問題認識を紹介する。

## ●障害者権利条約における位置づけ

国連障害者権利条約の採択によ

り、障害者の人権に関する国際社会のコンセンサスがまとまり、障害分野においても権利に基づくアプローチによる開発枠組みが整った。条約は、一般原則において男女の平等を謳うとともに、独立した条文を設け、締約国が、女性障害者の「複合差別」を認識し、すべての人権および基本的自由を確保するための措置、ならびに、能力開発など自律的な意思決定力を確保するための措置をとるよう求めた(第六条)。障害者と非障害者との格差に加えて、男性障害者と女性障害者との間にもさまざまな格差が生じ、それを特記する必要性があるほど問題が大きくなっているとの認識からである。

また、個別条文は、女性障害者の問題の可視化に貢献するもの、それだけでは不十分であるとの認識から、ツイン・トラック・アプローチが採用され、ほかの条文でも女性障害者や性別に言及がなされた。

ローチが採用され、ほかの条文でも女性障害者や性別に言及がなされた。

## ●障害者権利委員会での議論

国連の人権諸条約は、当該条約の履行を確保するため、締約国からの報告の審査や一般的な性格を有する勧告を行うことを任務とする委員会を設けている。障害者権利条約のもとでも委員会が設置され、二〇一五年の第一四会期で、第六条「障害のある女子」に関する一般的意思の検討を行い、その草案が公表された(CRPD/C/14/R11)<sup>(1)</sup>。

草案によると、障害者権利委員会はこれまでの観察の結果、女性障害者の人権保護について三つの主要な課題があるとした。これらは、①女性障害者に対する暴力、②女性障害者の母性と育児の権利

を含む性と生殖に関する権利(sexual and reproductive rights)に対する制約、③女性障害者に対する交差的差別である。

とくに、女性障害者が直面する交差的差別は、多重な差別の形態であるとし、次のように説明する。多様なアイデンティティの層に基づき複数の形の差別が交差して、二重の差別や三重の差別であると描写するだけでは正しく理解できない独特な形の差別を生み出すものである。女性障害者は、男性障害者と比べて、強制不妊手術などによりリプロダクティブ・ライツを侵害され、後見人制度のもとにおいて法的能力を剥奪されやすく、これらは障害とジェンダーの交差を理由として生じている。法律や条約は、通常、一つの局面のみに焦点を当てており、条約では障害者権利条約が初めて複合的差別を明示したと記す。

## ●女子差別撤廃条約における位置づけ

女性障害者の一方の属性である「女性」に関しては、一九七九年の女子差別撤廃条約を核として、国連の主要議題の一つとなってきた。一九九〇年代に入ってから、

ジェンダー主流化が国連において採り入れられるようになり、女性障害者を含め、マイノリティー女性や複合差別に関する言及も増えていくことになる。女子差別撤廃条約の条文自体には、女性障害者に言及する規定はないものの、女子差別撤廃条約の委員会は、特別な生活状況において、二重の差別を受けているであろう女性障害者に対する憂慮を示し、一九九一年に、女性障害者の情報提供を求める一般勧告を出した（一般勧告第一八号）。

同委員会はまた、アフアーマティブ・アクションに関する勧告において、女性障害者の複合差別の可能性を示唆した（一般勧告第二五号）。そして、その後、二〇一〇年の締約国の主要義務に関する勧告において、締約国が、女性に対する複合差別の存在を認め、差別の発生防止のために、前述の暫定的特別措置などをとることを求め（一般勧告第二八号）、これ以降、複合差別の問題は徐々に取り上げられていくようになった。

## ●EASCAP地域の取り組み

EASCAP地域では、第一次アジア太平洋障害者の一〇年の中間

レビューの前後から、女性障害者の問題に対する関心が高まってきた。このことは女性障害者の重要課題として、複合差別、虐待のリスク、リプロダクティブ・ライツ、運動団体への参加などの具体的な例示が徐々に増えていったことからもわかる。

二〇一二年に採択された「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」は、障害者のなかにも、過小代表として周縁化されている障害者グループが存在するとして、障害のある少女・少年、障害のある女性を含め、多様な障害者グループを例示し、すべてのグループがエンパワメントされる必要があると謳う。そして、目標の一つとして「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの保障」（目標六）が掲げられた。ここでは、開発や政策決定への平等な参加とともに、暴力・虐待からの保護およびリプロダクティブ・ライツが、焦点を当てるべきターゲットとして設定されている。

## ●女性障害者の複合差別

男性障害者や非障害者の女性との格差を埋めるための諸権利の実現が重要なのは無論であるが、こ

れだけでは女性障害者の人権および基本的自由の完全かつ平等な享有は実現しない。障害者権利委員会が指摘するように女性障害者に対する複合差別が存在するからこそ、さまざまな差別の被害を受けやすくなり、一つ一つの差別が女性障害者以外の人と比べてより深刻になりやすい。複合差別は単に複数の差別が蓄積的に重なった状態ではなく、複数の文脈のなかでねじれたり、葛藤したり、一つの差別が他の差別を強化したり、補償したりする複雑な関係にあるといわれる（参考文献①）。

女性でありかつ障害者である女性障害者は、女性施策、障害者施策、いずれのなかでも埋没し、そうした不可視化された存在が複合差別の問題を助長してきたと考えられる。したがって障害者権利条約が規定するとおり、女性障害者に対する複合差別が存在することをまず認識、可視化し、そこから派生する諸問題を的確に把握し、対処することが重要となってくる。以下、各国編において、わずかながらでも、アジア各国の知見の共有が促進されれば幸いである。

【付記】 本特集のもとになった研

究成果は、小林昌之編『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』（アジア経済研究所）として、二〇一七年に出版予定である。あわせてご参照いただければ幸いである。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所 新領域研究センター）

## 《注》

(1) 一般的意見第三号（二〇一六）「第六条…障害のある女子」は、二〇一六年八月二十六日に正式に採択されたが、本稿は、草案に基づく。

## 《参考文献》

① 上野千鶴子「複合差別論」（井上俊ほか編『差別と共生の社会学』岩波講座・現代社会学第一五巻、岩波書店、一九九六年）二〇三—二二二ページ。